

「令和6年度特定行政書士法定研修」の御案内

令和6年度の「特定行政書士法定研修」（行政書士法第1条の3第2項に規定する研修）を以下のとおり実施することとしていますので、御案内いたします。

令和6年度の講義は、令和5年度に引き続き中央研修所研修サイトでのビデオ・オン・デマンド（VOD）方式で実施いたします。詳細につきましては本誌4月号及び会員サイト「連 con」に募集要項を掲載いたしますので、御確認ください。

趣 旨 本研修は、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより特定行政書士となります。

受講資格 行政書士（申込時点において、行政書士名簿に登録されているもの）

研修内容 以下の〈講義〉を所定の期間内に受講し、〈考査〉において基準に到達することをもって修了となります。

〈講 義〉令和6年8月上旬から9月中旬までの受講期間内に、各自で中央研修所研修サイトにアクセスし、指定の講座を受講していただきます。

18時間 [1コマ（1時間）×18講義]

〈考 査〉令和6年10月20日（日）14：00～16：00に所属単位会が指定する会場においてマークシート方式択一30問で実施（全国一斉開催）します。

受講料 8万円（テキスト代含む）
※再受講・再受験の受講料は次号掲載の募集要項を御確認ください。

申込方法 WEB申込
※クレジットカード決済・コンビニ決済等の支払方法を選択できます。

申込期間 令和6年4月1日（月）～令和6年6月21日（金）（予定）
※再受講・再受験を希望する方についても上記期間内のお申込みが必要です。

平成26年の行政書士法改正により、行政書士は「特定行政書士」という刀を持つことができるようになりました。

侍は帯刀して侍です。しかしむやみに刀を抜きません。刀を抜かずして目的を果たします。特定行政書士は、許認可申請の事前手続から事後手続までの全体に精通した政策法務のプロとして帯刀する法律家です。

今こそ、特定行政書士になりましょう。

